

鳴り砂

2-126号 (通巻 305号) 2023. 9. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

紙面デモを成功させ、女川再稼働ストップのうねいを！

汚染水の海洋投棄に抗議！ これ以上の放射能の拡散をやめろ！

8月24日、ALPS 処理汚染水の海洋放出が開始された。私たちは「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を破るこの放射能海洋投棄に抗議する。タンクには 780 兆ベクレルのトリチウムが含まれており、これを 30 年にわたり放出する予定だ。現在、タンクに貯められている水の約 7割については、トリチウム以外の放射性物質も基準を超えて残留している。海洋放出以外にも、「大型タンク貯蔵案」や「モルタル固化案」など代替案があるにもかかわらず、十分に検討されたとは言えない。これ以上の放射能の拡散を今すぐ止めよう。

新聞に意見広告を掲載しよう（紙面デモ）と発表したのが今年3月の集会で、それから半年、いよいよ大詰めだ。9月末～10月はじめに予定されている掲載日まであとわずかだ。県内はもとより全国からこの運動への参加の多くの声が届いており、目標の400万円を大きく突破している。

10月には、2日に女川原発差し止め裁判控訴審第1回口頭弁論、4日に大崎住民訴訟仙台地裁判決、そして宮城県議選が13日告示・22日投票と重要日程を控え、そして11月には女川原発2号機の安全対策工事の完了が予定されている。そうした動きにインパクトを与えるような意見広告を実現し、それを活用して広く世論に訴えていこう。

また、安全対策工事では新たに「電線管（ケーブル）の火災防護対策」が浮上している。他にも様々な安全対策上の問題があり、11月工事完了が見通せなくなっている。この問題を曖昧にしたまま、なし崩し的に再稼働させることがないように、東北電力、および宮城県に対して追及していかなければならない。

○意見広告運動を文字通り「加速」させた
8.11 スパート集会

8月11日、エルパーク仙台・セミナーホールにて、「スパート集会」が意見広告運動の会の主催で開催され、zoom 合わせて約 230 人が参加した。

集会ではまず主催者あいさつとして、半田正樹さんが発言した。「400（万円）と 1400（億円）という2つの数字に注目したい」と切り出した半田さん。前者はわれわれの目標金額だが、後者は、東北電力が発表した 2024 年 3 月期最終予想損益の黒字額とのことで、「東北電力と違って、丁寧に説明してまわった結果の、多くの人の思いのこもった、濃密な 400 という数字と確信しています」と語る。

「その一方で、ヒロシマ・ナガサキが核兵器の恐怖を訴えてきたように、フクシマがこの 12 年、原発の残酷さ、冷酷さを暴いてきた。今日の集会で、原発の非人間性・反自然性など原発がもっている問題を、女川原発という実物をもって明らかにしていこう」と結んだ。

続いて、メイン講師の小出裕章さんの講演だ。タイトルは「女川原発再稼働の根拠は全くない！」。タイトルだけでも圧倒されるが、その中身も“小出節”満載で、参加者は聞き逃すことがないようにとじっくり耳を傾けた。

「なんとしても女川原発を止めたいとの一心で来ました」と切り出した小出さん。「原発に夢をかける」として東北大学に進んだが、原発の抱える様々な矛盾を知るようになり、180℃転換して原発を止めることを選んだという。まず、先日判決が下された女川原発差し止め訴訟について、「事故の発生について具体的な立証を住民に求めるなんて、どういう頭をしていれば言えるのか？」と喝破。そして避難計画の作成を国が自治体に押しつける矛盾を指摘しつつも、しかし「避難計画はふるさと喪失計画」であり、それは福島で実際に起こった。長く生きていたその場所をまるごと失うことになった、と指摘する。

また、「女川原発は被災原発であり、多くの傷を負っている」としつつ、「そもそも全ての原発は本質的に膨大な危険を抱えています。広島原爆で燃えたウランから生成した核分裂生成物が800gに対し、原発が1年運転して発生する核分裂生成物はなんと1トンと桁が違う」「ウラン資源は実は貧弱で、化石燃料に比べて数10分の1しかない。そこでプルトニウムが必要になるのだが、『もんじゅ』は破綻し1兆円をドブに捨てた。また六ヶ所再処理工場は1997年に開始の予定だったのに、25年たってもこれから動くかどうかも分からない。ここにはすでに2兆円投入し、今後10兆円かかるとされている。原子力は意味のあるエネルギー源にならない。さらに死の灰を生み出し続け、原子力はその根本で破綻している」と、原発の本質的な危険性・問題性を改めて指摘。

さらに小出さんは、福島原発事故について、「フクシマ事故の一番の犯罪者は国であり、改めて、原発は事故があれば破局的な被害が出るので、一刻も早く全廃すべきだという教訓を私たちは得た」が、国などは「どんなに悲惨な被害が出ても、誰も責任を取らずに済むし、会社も倒産しない」という全く違う教訓を得た、という。「マスコミと教育を支配し、フクシマ事故をなかったことにしようとする。そして誰も責任をとらない」、このような原発を巡る現状は、戦争と似ているのではないか。「原子カムラ」ではなく、大変な犯罪者集団「原子カマフィア」あるいは「原子カギャング」と呼ぶ方がふさわしい。

そして最後に、女川について。かつてきれいな「鳴る浜」を抱えた町は、100億円で漁業放棄して原発と共存してきたが、その後発展していないにもかかわらず、原発マネーから抜け出すことは困難だ。「何をすべきかと言えば、ふるさとを失う危険と引き換えによるカネに頼ることなく、豊かな海とともに復興するような町、それを私は女川という町で作ってほしいと思います。そのためには、女川原発の再稼働なんてものは、許してはいけないことだと思っています」と結んだ。

質疑応答では、「トリチウムの除去方法はあるのでしょうか？」との問いに、「トリチウム水も普通の水も、化学的には同じ水だけれども、水素とトリチウムは重さが3倍違うので、原理的には可能です。しかし、福島原発のタンクに溜まる汚染水130万トンの中に、トリチウム水はわずか15gしかない。それでも国の基準を超える放射能になるのですが、130万トンから15gを取り出そうとすれば膨大なエネルギーが必要となり、実際にはできない」と明解に回答した。

そのあと多々良さんから、改めて意見広告運動の意義と、現在の到達点と課題について、発言があっ

た。「8月9日現在で385万円が集まっていますが、特にクラウドファンディング、および全体の人数をもっと増やしていきたい。そのために、武藤類子さん、樋口英明さん、さらに上岡直見さんのビデオメッセージを配信します。意見広告のデザインは、みやぎの子どもたちの未来を食い潰すことなく、豊かな自然を残していくというメッセージを込めたものにしたい」。

この集会のあと、とくにクラウドファンディングの伸びが目覚ましく、40日で50万円しか集まっていなかったのが、残り20日で100万円集まり、目標の150万円を上回る167万円を達成した。郵便振替や現金など、その他からもさらに集まり、まさにこの8.11の集会の目的が大いに達成された。

(小出さんの講演、および資料は下記で見ることができます。) <https://youtu.be/svk3GSuVQ44>
<https://miyagi-kazenokai.com/>

○女川原発2号機に新たな問題～ケーブル火災防護対策～やはり安全性検討会の設置を！

7月31日、東北電力社長は記者会見で「…他電力の原子力発電所で、国の指摘を受け実施することとなった『電線管の火災防護対策』を踏まえ、女川2号機でも…追加の火災防護対策工事の工程について、改めて精査している状況にあります。…安全対策工事については、…11月の工事完了に向けて取り組んでまいります」と突然発表し、記者の質問に対し「工程としては厳しい状況にある。(完了時期が)遅れるかどうかは申し上げられない」と答えた。

11月の工事完了が危ぶまれるという大きな工事にもかかわらず、東北電力はその後何の資料も出さなかったが、8月31日の第165回女川原発環境保全監視協議会での資料などで、初めて2ページの簡単な資料を公表。しかし、ここでも内容は判然としない。

この電線管(ケーブル)の火災対策が最近問題になったのは、2021年に関西電力美浜3号機で、認可された工事計画の通りに施行していないことが発覚したことだ。その後、関電と九州電力の合計11基に、認可を受けた工事計画と整合していない箇所があることが判明した。

そして「その情報が関西電力から提供があり、2022年12月に追加工事を実施することを決定したが、追加工事については原子力規制庁からの直接の要請はなかった」と、共産党県議団などの質問に東北電力が回答している。

適合性審査に「合格」し、宮城県安全性検討会での議論が終了し、宮城県知事が「地元合意」を出したあとも、今回のケーブルの火災防護対策工事や、先のサブプレッションチェンバの耐震工事、さらには

水素爆発対策の変更（ベント使用）など、様々な工事や対策の追加があるにもかかわらず、地元宮城県としては、専門家による検証の場が全くできていない。果たしてこのまま2号機の再稼働に突っ走っていいのか、安全性に問題がないのかについて、協議会などでの「おまけ」の議論ではなく、それをメインテーマにした、専門家による議論・検討が求めら

れている。

そもそも「被災原発」である女川原発を「再稼働させる根拠は全くない」（小出さん）。意見広告の成功を突破口に、県内はもとより、全国の仲間と手を結び、勝負の秋・冬の運動に進んでいこう。

（事務局 舘脇）

科学の前に倫理を —「ALPS 処理水」放出をめぐる—

脱原発仙台市民会議 共同代表 水戸部秀利

政府は漁協の反対を押し切って、8月24日から福島原発事故による放射能「汚染水」をALPSで処理した「処理水」の希釈放出を開始した。7月のIAEA視察結果を錦の御旗に「科学的」には安全と主張し、巷の不安を訴える声を「非科学的」とし、メディアは、官僚が福島産の魚介類を食べる姿を放映して消費を促し、さらに8月31日の野村農水相の「汚染水」失言の謝罪をも報じた。

放出の中止を求める声や、福島県近郊の魚介類を避けようとする消費行動を、海産物取引中止を行う外国と同類とし、あたかも非科学的非国民のように扱う空気が国内に漂っていることに危うさを感じる。今回の放出は、科学以前に倫理的な問題を抱えていると思う。

一つは、2015年政府、東電が福島県漁連と文書で交わした「関係者の理解なしには処理水のいかなる処分もしない」という約束を反故にしたことである。

二つ目は、他の原発も処理水を海に放出しているとし、今回の放出と同等化していることである。確かに他の原発も二次冷却水としてトリチウム水を放出しているが、福島のように直接炉心やデブリに触れた水ではない。ALPSで処理しても、微量ではあってもトリチウム以外の放射性核種が残っており、希釈で消えることはない。この同等化は虚偽である。

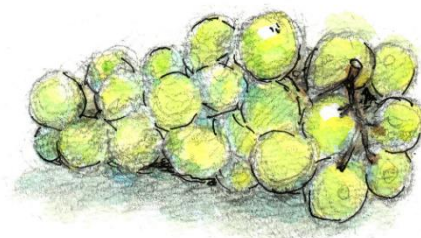
三つ目は、他国でも原発で回収できないトリチウムを放出しているという理由でトリチウム放出を正当化することである。人類が原爆や原発に手を染める前は、地表の水のトリチウム濃度は宇宙線などによる自然放射能由来で1ベクレル以下であった。人類はその後、これを原爆で数千倍に、その後の原発で数倍に汚染してしまった。他国も汚染しているから自分も汚染してよいという論理は、「他が100円泥棒しているから自分は10円泥棒をしてもよい」という理屈であり倫理的とは言えない。地表の水はあらゆる生命の共有物であ

り、人類の身勝手に汚してよいものではない。

以上、三つの倫理的問題をあげたが、科学的にも大きな問題がある。IAEA評価をメディアも含めてお墨付きのように報じているが、IAEAは原子力の利用促進を目的にし、そのオーナー国として原発保有国が多額の資金と人員を供出しているのが実態である。学問界でその論文の正当性を問うとき、COI（利益相反）の確認が求められる時代である。2018年のディオバン事件のように、製薬メーカーから資金や人員提供を受けた大学研究室が作成したそのメーカーの薬効に関わる論文は客観性がないということで撤回された。IAEAは、原発所有国の意向が強く反映される組織であり、その結論は残念ながら客観性はない。これをあたかも科学的と称する手法そのものに、倫理性の欠落がある。

為政者は、「約束を破ってはいけない」「嘘をついてはいけない」「悪いことはまねてはいけない」というあたりまえの倫理に立ち返るべきであり、その品性が問われる問題である。日本の倫理的品性を回復させるためにも、直ちに汚染水放出を中止し、放出以外の選択肢を、科学的知見を駆使して再検討すべきである。それは、原発を推進し事故を起こした国と東電の最低の倫理である。そして、倫理に悖る行為をする場合、まずは謝罪であり正当性を主張することではない。

水戸部 2023
9/4



大崎から～自治体が尊重すべきはまず第一に住民では…

大崎市 芳川良一

『鳴り砂』前号に、大崎市が放射性汚染廃棄物を県外処理することに関し宮城県に情報開示請求をしたことを書きました。その件について、その後の展開も加え、もう少し詳しく報告したいと思います。

なお大崎住民訴訟は 10 月 4 日に判決を迎えますが、いまのところ原告団・弁護団双方にこれといった動きはありません。

○行政文書開示請求（大崎市→宮城県）

大崎市では 8,000Bq/kg 以下の農林業系汚染廃棄物の焼却（一般ごみとの混焼）が行われています。大崎市保管分の 2,900 トン（涌谷町、美里町を含めると 3,590 トン）を 2020 年 7 月から 7 年間かけて処理する計画で、現在進行中です。焼却処理のそれに先立つ試験焼却について、住民の提訴により公金支出損害賠償の裁判が争われており、10 月 4 日の判決待ちの状況にあります。

そんななか、大崎市は 2023 年 2 月に、未指定廃棄物のうち 8,000Bq/kg 以下に減衰した 155 トンを県外業者に委託し、県外にて焼却処分するという計画を発表しました。計画では、実施期間は今年の 6 月から来年の 2 月です。予算規模は 214.5 百万円で、すべて国の補助金と交付金で賄うというものです。

住民との間で裁判を争っているさなか焼却を強行し続け、しかも今度は他県の自治体・住民をも巻き添えにしようとする大崎市のやり方は、とても許せるものではありません。低線量被ばく（問題）の他県への移出です。まさに自分のところが良ければそれでいいという発想そのものであり、そのおかげで大崎市民はいつの間にか加害者にされてしまいます。受け入れ先自治体は住民にしっかり説明し、住民の理解を得ているのだろうか。とてもそのような合意形成がなされているとは思えないのです。なぜなら、県外事業者も、受入れ自治体（事業者施設所在）も、いっさい公表されずに進められているからです。

そこで、わたくしたち（大崎耕土を放射能汚染させない連絡会）はまず大崎市に対し、公文書開示請求に動きました。それで部分開示されたのが、宮城県と大崎市と処理施設所在自治体の打合せ（挨拶）報告書と、宮城県と大崎市と処理事業者の打合せ報告書だけでした。他の環境省や宮城県、事業者との打合せや交換文書は、ことごとく文書不存在決定通知で片付けられてしまいました*。しかし開示されたたった 2 枚の文書が、とても貴重なものとなりました。

それを手掛かりに、宮城県への文書開示請求が可能となったからです。この 2 文書から、県外処理は県が主導している、つまり業者を探し大崎市を県外処理へと誘導していることが見えてきたからです。

*4 月 10 日付け 部分開示決定通知並びに文書不存在決定通知

この大崎市の開示文書をもとに、宮城県に文書開示請求を行いました。期間延長決定通知（2 カ月延期）が出されたり、一旦請求取下げ扱いになったりしながらも、7 月中旬と 8 月初旬の二回にわたり、26 文書 41 頁が部分開示或いは開示されました*。わたくしたちはこの大量のしかもほとんど真っ黒な文書の読み解き会を近々開催します。読み解き会の議論を経たうえで、宮城県環境生活部放射性汚染廃棄物対策室（放対室）に面談を申し入れることにしています。読み解き会前ですので、この黒塗り 26 文書から受けた印象ということになりますが、以下述べておきたいと思います。

*7 月 11 日 2 文書と、8 月 4 日に 26 文書 部分開示決定通知（26 文書は先行 2 文書を含む）



○宮城県の部分開示文章の印象

開示文書はきちんと時系列に「一連番号」がふってありました。まず県と事業者が打合せを重ね、そのあと県と市、そしてそれに事業者が加わり、いよいよ環境省が登場する、という流れになっています。先行して開示された文書には「依頼元の大崎市と依頼先の事業者を引き合わせし、挨拶や施設見学、打合せをおこなったもの」とあります。県が奔走し、業者を探し出し、大崎市に紹介したということなのです。

県外処理プロジェクトは県が積極的に、もっと言えば県が主体となって推進している事業であることがわかります。

大崎市の県外処分の打合せに環境省放射性物質汚染廃棄物対策室の室長が再三にわたり来仙しています。これは県外処分が、大崎市という一自治体の問題ではなく、環境省にとってたいへん重要な案件である、あるいは細心の注意をもって取り組まないといけない案件、ということの意味していると思われます。今年の2月の環境省と東北環境事務所と県の打合せでは、環境省から報道対応について「国、県、市町で、回答の歩調を合わせる」よう注文が出されています。そんなナバーサにならないといけない理由がどこにあるのだろうか。ひょっとして開示請求をしている我われが考えている以上の問題を孕んでおり、国の放射性汚染廃棄物対策の根幹に係ることなのかもしれないと考えさせられます。そうであれば文書開示請求の手を緩めるわけにはいきません。

昨年の10月の環境省と東北環境事務所と県の打合せでは、環境省の「残るものがない方が嬉しい」「引き続き調整願う」という発言に、環境省の威圧的態度が窺えると見るのは読み込み過ぎでしょうか。同じ文書の黒塗りの隙間から、県の環境省に阿っている様も浮き出てきます。

環境省は市町村長会の影響力にも言及しています。構図があの忌々しい「一斉焼却」と重なってきます。そういえば、開示文書の初めの3通は村井知事宛ての復命書・報告書になっています。知事が関与している、或いは知事の指示があったと見るべきと、わたくしは思っております。

それらのことから、県外処理はやはり環境省が糸を引き、県が躍起になって走り回っている、大崎市は県に唆された、ということになろうと思われます。この県外処理は、まさに環境省による自治体の締め付け、自治の領域の侵食に他なりません。

昨年の10月に県と大崎市が事業者の処理施設所在自治体に挨拶のため訪問した際、受け入れ自治体は「事業者の意向を尊重する」と返答しています。自治体が尊重すべきはまず第一に住民ではないでしょうか。事業者はいても住民はどこにも居ない。これではとても受け入れ自治体住民の合意とは程遠い話です。これが地方自治の実態なのでしょう。呆れてしまいます。それよりも許せないのは、宮城県と大崎市です。相手の危機意識が希薄であることにつけてこんで放射性廃棄物の処理を押し付ける、このやり方はまるで大人が何も知らない子供を騙すような卑怯なやり方ではないでしょうか。

○大崎市と県外事業者間の契約書の開示請求

ところで大崎市によると、8月3日に大崎市と県

外業者との間で契約が締結されたとのこと。市に開示請求に応じることができる時期を尋ねたところ月末と言うことなので、月末を待って契約書の開示請求を行います。

県の開示文書によれば、大崎市が出席した打合せは17回にも及びます。うち2回は部分開示済みですので、残り15回分を、打合せの日時・打合せ相手を指定して開示請求をしていきます。その15回のなかには4月10日時点で不存在とされたものもかなりあります。大崎市の誠意を問いながら、或いは不服の意を滲ませながら、臨むつもりです。

県の記録はきわめて短く、大崎市の報告書はそれよりは長く詳しいのです。たとえ県と同様に黒塗りであったとしても、把握できる材料は多いものと期待できます。

○10.7 大崎市民集会 part2

さて、紙幅を頂戴していますので、せっかくでするので催し物の案内をさせていただきます。今回のテーマである県外処理と関係しないわけではありませんで、お許しください。

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会では10月7日に大崎市民集会 part2 を開催します。時間は13:30~15:45、場所は古川教育会館です。5.14大崎市民集会の続編で、講師も同じ嶋原敦子さんをお願いしてあります。汚染廃棄物焼却問題を市民的立場でさらに深く掘り下げていただきます。県外処理についても言及があると思われます。前回と同様に、われわれ連絡会メンバーの中嶋信氏の地域主権についてのレクチャーもあります。

会場にお越しになれない方はZoom同時配信をいたしますので、どうぞご参加ください。

※ 以上を書き上げた後に動きがありました。一旦書き上げたものをまた組み直して書き換えるのも大変なので、追記という形にします。ご容赦ください。

○事業者による県外焼却が動き出す

8月26日の『河北新報』の朝刊に「大崎市、未指定廃を搬出…稲わら155ト、県外焼却へ」と大きな見出しの記事が載りました。25日に県外焼却のための搬出が始まったというものです。知りえるかぎり他紙では報じられていませんので、河北新報の記者による関係者への取材にもとづくものと思われます。

そして”みやぎ”版には、上述の嶋原敦子さんの解説記事も掲載されていました。すばらしく纏まった解説で、さきの大崎市民集会及びpart2のポイントをしっかりと押さえてあります。嶋原さんの洞察の

深さとともに、河北新報の記者の取材力に敬服しています。

さて、この記事を観ての第一印象は、「してやられた!!」です。それは大崎市に「してやられた!!」という意味です。我われは大崎市と委託事業者間締結の契約書の開示請求のタイミングを計るために、8月8日に環境保全課にヒアリングを行なっています。そのときの回答では、契約は済んでいるものの、動き出すのはまだ先という感じでした。それが25日（実際にはその前に保管農家から移動していないといけませんが、それが始まったのは23日だそうですね）に開始されたということで、少なからずショックを受けました。契約の決裁がおりて即動き出した、ということなのでしょう。

○大崎市に文書開示請求

ショックは、県外焼却への抗議活動をおこなう前

に搬出が始まった、ということです。我われは宮城県の黒塗り文書の読み解き会を開こうと会議招集をかけておりました。読み解き会は8月28日でした。読み解きイコール戦略打合せです。それが間に合わず、そういう意味での「してやられた!!」というわけです。

読み解きについては今月末に纏めるつもりですが、黒塗りという制約があるなかなかの上述の印象の域を超えるのは困難を極めます。しかし何とか今後の抗議活動の方針を引っ張り出さないとはいけません。

契約書の開示請求は、読み解き会終了後に、慌ただしく市役所に駆け込み行いました。契約書の他、県の絡む15回の打合せ記録と、県の絡まない中での打合せ会議録の開示請求を行っています。開示・非開示、部分開示・開示の決定通知は9月11日になされます。（8月30日追記）

【編集注】※9月12日に、部分開示・文書不存在決定通知書並びに閲覧・交付。

「第165回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記 ——相変わらず 火災もあり トラブル多し ——

2023年8月9日に「第165回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私含め3名+電力関係2名で、マスコミはゼロでした。

委員は24名中15名の出席でした。学識経験者は、有働さん以外6名出席でした。

○千葉章会長（宮城県復興・危機管理部長）が挨拶で、5月にローラー車の労働災害、6月に発煙火災、交通死亡事故（1月）もあり、安全には最大限の配慮をと、東北電力に苦言を呈していた。

○千葉章会長が議長で、いつもの通り「放射能調査結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。（但し遅いです。）

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](http://pref.miyagi.jp)

●（資料3-1）「女川原子力発電所環境放射能調査結果（案）令和4年度」を取りまとめる中で、過去の記載ミスを発見し、過去10年で、7か所の訂正が示された。（参考資料-2）この件に対し、関根委員から、訂正の件数が多すぎる。最近ほかでも多いので、信頼おけない事につながる為、体制を見直すなどが必要、と言う強力な意見があった。

●（資料-4）「女川原子力発電所の状況について」

報告あり。

P6 女川1号機燃料交換機の机上操作卓パネルコンピュータ動作不良

P2、P7 女川原子力発電所構内における負傷者発生 2023.5.11.（「164回協議会」で報告あり）

P3、P9 女川原子力発電所敷地内における火災発生 2023.6.14. 9:35ころ、プラスチック排水管設置の架台（鋼材）の溶接作業中に、スパッタ（溶融金属粒子）が排水管に接触し、溶けて発煙した。現場作業員が消火。

P5 女川1号機廃止措置（第一段階）報告…汚染状況調査（試料採取に着手）等とあったが、委員から、判断できないのもっと詳しく説明を、と要求された。

P2、3 女川2号機特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の補正…委員から、「原子炉設置変更許可申請の補正」の中身が分かるようにと要望。

◎今回も、委員から、東北電力や宮城県の体制に対しても、苦言や厳しい意見が結構あった。

私としては、7/31の東北電力社長の記者会見に関連して、「女川2号機の電線管の火災防護対策を追加で実施することの中身」が発表されるかと思ったが、なかったのが残念だった。

○次回は、11/7（火）午後 仙台で開催とのこと。（2023.8.9記 兵藤則雄）

「第165回女川原子力発電所環境保全監視協議会」傍聴記

・・・11月工事完了にこだわらず 先ずは安全第一・・・

2023年8月31日に「第165回女川原子力発電所環境保全監視協議会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私含め5名+電力関係3名で、マスコミは3名といつもより多い。

委員は35名中28名の出席でした。学識経験者は、岩崎俊樹委員が欠席でした。

伊藤哲也宮城県副知事があいさつの中で、最近女川原発構内で、交通死亡事故、労働災害、6/14に火災の発生があり、8/1に女川原発へ立ち入り検査も行った。東北電力には、安全最優先で対応するように求めている。

○伊藤哲也会長が議長で、いつも通り「放射能測定結果」と「温排水調査結果」が報告され、確認した。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。(但し遅いです。)

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)

●資料-3『女川原子力発電所環境放射能調査結果(令和4年度)』について

上記について報告があり、その関連で記載の誤りがあり、平成22年度以降10か所の訂正があった。(参考資料-1『令和4年度第2四半期報等の訂正について』参照)

これに対し、佐藤女川町議会議長から、参考資料-1 P1で空間ガンマ線量率が事故前の値の「範囲内」と「上回った」では大変な違いだと、お怒りの発言があった(技術会でも同じような発言があった)。他の委員からも、チェックシートを作成すれば良いという問題ではないという意見もあった。

●資料-4 別紙2『女川1号機 燃料交換機パネルコンピュータ動作不良』

2023.6.29. コンピュータ動作せず、燃料交換機運転操作ができない。代替コンピュータを使用。(原因は調査中)

●参考資料-3、-2 大陸性気団の影響を受けたモニタリングステーションの範囲、線量率上昇の過去実績回数。上記の内容について、報告あり。

●参考資料-4『女川原発におけるヒューマンエラーの傾向把握・分析について』

ヒューマンエラーの事象について、整理、未然防止措置の活動展開中。

●資料-4 別紙3『2023.6.14.女川原子力発電所敷地内における火災発生について』

プラスチック排水管設置の架台溶接作業中のスパッタ(溶融金属粒子)が排水管に接触し発煙。現場作業員が消火したものの、消防・東北電力への速やかな連絡を行わず、問題。

●参考資料-5『女川原子力発電所2号機火災防護対策における追加工事について』

2022.10.関西電力が規制庁より電線管の系統分離火災対策を指摘されたため、女川2号機への水平展開が必要で、追加工事を進めている。2023.11.工事完了に向けて取り組む。

◎委員や副知事からも、(たぶん?) 11月完了にこだわらず安全に配慮して進めて欲しい、そうでないと信頼が崩れるから、との意見があった。再稼働しないことが安全第一ですね。

○次回の協議会は、2023.11.24.(金)午後 石巻市で開催する。

(2023.9.1記 兵藤則雄)



六ヶ所ピースサイクルは今年も宮城県内を走りました!

東北電力本店と女川原発ゲート前で「女川原発再稼働中止」の申し入れ

「鳴り砂」読者のみなさん、東京ピースサイクルの櫻井郁利と申します。今年もピースサイクル全国ネットワークの六ヶ所ピースサイクル行動が、8月18日に茨城県東海村を起点に、いわき、福島、仙台、

石巻、一関、盛岡、八戸を経て、そして26日には青森県六ヶ所村にゴールすることができました。

自転車による反戦・反核・反原発のピースサイクル運動は、反戦・平和や脱原発の思いなどを、市民

や市民団体、自治体などからピースメッセージとしてお預かりし、自転車で到着地の沖縄、広島、長崎、六ヶ所等に届けています。そのために、地域での交流や自治体訪問などを重ね、原発や基地などへの申し入れ行動も重ねています。

仙台でも、「あらかぶさんのお話を聞く会」が8月20日にあつて、自転車隊は到着が間に合わず参加ができないはずが、前日のロードバイク（自転車）トラブルのため、わたしだけは20日だけ福島から仙台まで電車移動になったため、あらかぶさんのお話を聴くことができました。

バイクトラブルの不幸が、諦めていたあらかぶさんの話が聴けるチャンスに化けて、被ばく労働の生身の経験を知ることができたのですから、わたし自身は、これはこれでよかったと思えました。しかも、代わりにバイクを東京の仲間がその日の内に車で運んでくれて、仙台から女川、そして六ヶ所村までピースサイクル行動を終えることができたのですから、走り終えた時はピースサイクルの連帯と協働が嬉しかった。あらかぶさんについても、被災地の役に立ちたいという義侠心から出た行動の結果が、被ばく労働の裁判になったのですから、当人が後悔はしていないと言うものの、やはり具体的な補償と責任ある形のもののが裁判の結果で示されることを願いますし、それまでは心に留め置きたい。その日の交流会も、自転車隊の仲間も加わり、いい思い出になりました。

翌21日は、東北電力本店での女川原発再稼働中止の要請行動のあと、地元活動家との混成の自転車隊とサポート隊が、現地の方の先導で、女川・石巻を目指して走りました。先導の方は、酷暑の中で体調を崩して、途中で車中の人となったものの、無事女川まで行動をともにしてくれました。本人は完走できなかったことを悔やんでいましたが、大事に至らなかったのがなによりでした。



22日は、女川原発までコバルトラインを、ピースサイクル2台とサポートカー2台で走り、原発ゲート前、40人程で出迎えてくれた発電所職員に、所長宛に「女川原発再稼働中止の申し入れ書」を

手渡しました。女川原発から石巻に來ると、今宵も地元活動家との交流会で歓待を受けました。

そして、女川で言われたことですが、原発については心に思っている口にはできない人達がいるということを伝えたい。それは去年、大間を訪れた時も、現地で奮闘している活動家の方から、同じことを聞きました。原発マネーのおかげで、してやるかかしてもらおうかかという、情けない人間関係ができてしまう現実が、分断と沈黙をもたらすことに対して、われわれ他所から来たものが、どういう目線でとらえれば、お互いが対等の立場から言葉を交わせるか、という問いです。自然エネルギー環境に恵まれたこの日本は、太陽光、地熱、風力、波力等の再生エネルギーで、ポテンシャルとしても、世界有数のエネルギー大国になれると聞いています。マネーによらず、自然の力で、わたし達の生活の基礎が築けるのであれば、政治も外交も、そして生活スタイルも変わり、大いに語られて然るべきで、この未来を包摂するところに、わたし達の自由と連帯の心意気があると思っています。

宮城県を出た後、ピースサイクルは、一路六ヶ所村までひたすら走りました。26日、遂にみんなが待っている六ヶ所村役場に無事到着しました。27日は、下北半島のむつ市で「核の『中間貯蔵施設』はいらない！下北の会」の方々と交流会。28日は、六ヶ所村、日本原燃本社、青森県庁で、事前に多岐にわたる質問書への回答を踏まえた、再質問や意見交換を行って、六ヶ所ピースは無事終了。

行く先々でピースサイクルは、反原発で頑張る仲間たちと交流会をもち、自転車隊への多様な応援とサポートを受けました。来年は、六ヶ所ピースサイクルは30回目になります。そのとき見える原発の景色がどのようになっているか？ 来年も宮城県内を走りますので、よろしくお祈りします。

(ピースサイクル全国ネットワーク 櫻井郁利)

●義侠心で福島原発で働いて…

～あらかぶさんのお話を聞く会～

8月20日、「あらかぶさん（被ばく労働裁判原告）のお話を聞く会」（風の会主催）を仙台で行い、約25人が参加しました（写真はあらかぶさんではなく、同じく福島原発で働いたことがある池田さんです）。

あらかぶさんは、本当に北九州の人らしく、義侠心で「東北のために」と震災後、仲間とともに福島原発で働いてくれました。お話では、白血病になったとき、本人は原発のせいだとは思わなかったそうですが、ゼネコンの担当者から「防災ではないか」

と言われたことが、被曝との関係を疑うきっかけになったそうです。一方で、他の中間業者の上司からは、「おまえ、世の中に右と左があるのを知っているか。左は「反原発」の連中だ それに付き合わなければ、一生面倒を見るからな」みたいなことを言われ、あらかぶさんは逆に反発したそうです。そして「労災」が認められたのに、東電はお見舞いの一言もなく、人ごとのようなコメントだったことが、提訴につながったとのこと。

白血病の治療も大変で、家族を思ってうつにもなったとのことですが、今は元気そうで、いろいろな

ことがあったのだなと思いました。

(館脇)



住宅追い出しを許さない仙台集会の報告

世界の人権の「常識」が通用しない日本

福島県による区域外避難者（都内在住の2名）住宅追い出し裁判は、福島地裁で実質審理がないまま“退去と損害賠償金支払い”の不当判決が出され、仙台高裁でも第1回控訴審（7月10日）で一発結審という暴挙に出くわしました。当事者は、「避難者を路頭に迷わせるのか。裁判を受ける権利すら否定された」と怒り満身です。傍聴にかけつけてくださった、みやぎ脱原発・風の会をはじめ仙台市民の皆さんに感謝申し上げますと同時に、このまま判決日を迎えるわけにはいかない、と8月27日に仙台市内で集会を開きました。

メインは、国際人権法の専門家である宇都宮大学国際学部・清水奈名子教授の講演。清水さんは、「福島県による原発避難者の住宅追い出しは、国際人権法の権利の侵害にあたる」と、きっぱり。地裁も高裁も、国際法に全く触れないまま、行政の裁量権で裁判の終結をはかろうとする中、重要な指摘がなされました。本来、避難者を救済すべき行政が、逆に避難生活の基礎となる住宅を奪う「あべこべ裁判」（住まいの人権裁判を支援する会の共同代表・渡辺一技さん）の問題が焦点となりました。

日本には、原発事故を想定した具体的な災害救助法はありません。清水さんは「災害法制度自体が不在で、法の欠缺（けんけつ）状態にある場合、上位規範である国際人権法、憲法を参照する必要がある」と、国際法に準じて避難者救済を行う法的義務を述べられました。

昨秋、国連人権理事会の特別報告者セシリア・ヒネメスダマリーさんが来日調査し、この7月に報告書を公表しています。その中で、『権利の侵害』と明記されたのは、立退き訴訟に言及したこの箇所（第69段落）だけです。清水さんは「それほどこの訴訟が国連の中でも重要視されている」と説明されまし

た。

日本政府は、2018年3月のドイツ勧告「放射線の許容可能な線量限度を年間1ミリシーベルトに回復させることによって、…健康に対する権利を尊重すること」に同意しています。2019年には福島からの避難者を国内避難民として認め、「国内避難民に関する指導原則（1998年）」を受け入れています。清水さんは「2017年、オーストリアからの『自主避難者に対して住宅、金銭その他の生活援助』勧告、ポルトガルの『原発事故のすべての被災者に指導原則を適用すること』の勧告に、日本政府は『フォローアップすることに同意する』と回答している。これは回答の中で最も重く受け止めた表現だ」と評価。さらに、「2020年には、外務省ホームページに指導原則を掲載し、復興庁は各都道府県の避難者支援担当部署にも参考として周知し、管内市区町村へも周知するよう依頼している。そのことは福島県も知っているはずだ」と指摘されました。国際法を順守しない理由はないはず。

清水さんは、仙台高裁に提出した「意見書」で、「権利の保障を行政機関が実現するよう司法に強く求められている」と公正な審理を求めました。講演を機に、世界の人権の「常識」が通用しない日本にあって国際人権法を根付かせる闘いを広めていかねば、と痛感しました。

集会協力団体のみやぎ脱原発・風の会から服部賢治さんは、女川原発建設反対運動を紹介し、「今は、避難者を怠け者呼ばわりしたり故郷を捨てた裏切り者扱いして排除する冷たい社会だ。この訴訟を自分事として取り組んでいこう」と報告され、大いに励まされました。共催団体のひだんれんから武藤類子代表、子ども脱被ばく裁判原告団長の今野寿美雄さんから連帯の挨拶を受けました。

今後、「仙台高裁の即日結審に抗議し弁論の再開を
求める」声明への賛同を募り、仙台高裁あての要請
はがきと緊急オンライン署名は9月下旬まで続行。
20日には、裁判所が国際法を無視できないように
と仙台市内で清水講演内容を広める行動に取り組み

ます。引き続きご協力をよろしくお願い致します。
8/27つどい 動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=w5em59VxbFl>

(避難者の住宅追出しを許さない会 山根)

「ふるさとを返せ！津島原発訴訟」控訴審傍聴報告

東電に言ってやる言葉…『盗人猛々しい！』

●7月21日は、第5回公判でした

原告Fさんの意見陳述。牛飼だったFさん、
家族全員で原告になっています。事故後もいわき市
で牛飼いをしています。息子さんが甲状腺ガンの手
術をしたこと、孫たちの健康が心配なこと、お父さ
んが慣れない土地で一時行方不明になり、今は施設
に入っていること、本人も原稿が涙で読めなくなっ
た、と後で話していました。言いたいことは二つ。
希望をしないと除染しないという国の対応、そし
て、いつも津島が後回しにされていることへの憤り
です。裁判官にこの思いが伝わったでしょうか。

続いて3人の弁護士の弁論。大塚弁護士から
は、損害拡大についての国の法的責任の法的根拠に
ついて。藤澤弁護士からは、国の準備書面への反
論。国の主張はおおまかに言って、あの事故は大災
害のせいであり、それを防ぐ知見はなかった、だか
らどうしようもなかった、ということです。原発建
設時の想定より大きな津波の予測があった2002
年の後、防潮堤を作るという金も時間もかかるこ
としか思いつかなかった、水密化なんて考えつかなか
った、だから何の対策がなくても仕方がない、と国
は主張しています。しかし、これは私も初めて知っ
て驚いたのですが、福島第二原発では水密化による
津波対策が実施されていました。そしてそれは国に
報告がしてあったのです。何もできなかったという
主張は破綻しています。

嶋田弁護士からは、国が「長期評価」の信用性を
否定していることへの反論が述べられました。「長
期評価」の作成を主導した、島崎邦彦氏の著作
『3・11 大津波の対策を邪魔した男たち』より、
国や東電が「長期評価」の警告を歪めよう、弱めよ
うとする様々な動きがあったことを明らかにしてい
ます。

今回の弁論では、新事実がいろいろ出てきて、
国、東電にとっての「不都合な真実」が暴露されて
きた、と思いました。5月に行われた、現地進行協
議では、裁判官の一人が、被ばくを恐れて車から出
なかつた、ということがあったそうで、これは感覚

的に津島の人たちの気持ちが理解できる、いい材料
だと思いました。

●9月6日、第6回公判に行きました

この日は、強い雨のため、事前集会も入廷行動も
できませんでした。

まずは、原告のKさんの意見陳述。津島の赤宇
木の自宅の敷地は1万2000坪もあった。ここは
戦後祖父母が入植して本当に苦労しながら、酪農や
出稼ぎをして、畑を少しずつ広げていったところ。
父母も自分もずっと津島で生まれ育った。原発事故
で避難して松川町に中古住宅を買って家族で暮らし
ているが、津島にいた時のような人と人とのつなが
りはない。ちょっとした近所の人との関わりが大切
なことだったのに、なくなってしまった。国と東電
は「津波が来ることは予想できなかった」と言って
責任逃れをしないでほしい。この原発事故の責任を
きちんと果たしてほしい、と結びました。

続いて菊間弁護士からは、国は2002年の長期
評価と津波評価技術、2008年に公表された貞観
津波に関する佐竹論文、どちらの時点でも敷地高を
越える津波、敷地東側からの津波を予測できた。そ
れに対する対策は、水密化にしても防潮堤にしても
事故は防ぐことはできたはずである。いずれにし
ても、国が適時にかつ適切に技術基準適合命令を行使
していれば、本件原発事故の結果を防ぐことができ
た、という主張をしました。

次に山田弁護士は、東電が「すでにもうたくさん
支払っている」という主張をしていることの矛盾を
つく「求釈明」の弁論でした。もう充分支払ってい
ると言っているのに、原子力損害賠償紛争審議会が
策定した、第5次追加賠償を実施している。それ
は「東京電力が既に支払済みの賠償金によって全て
弁済済み」と言ってきた主張と矛盾する、というこ
とです。第5次追補は「過酷避難」と「日常生活阻
害慰謝料」です。

報告会で聞いたのですが、東電は原告の本人尋問
を要求しているのだそうです。最初10人と言って

いたのを、5人に減らさせたそうですが、弁護人からの主尋問に対する反対尋問ではなく、単独での尋問はこれまでないことだそうです。しかし、想定されるその内容は「何千万円払ってますよね、新しい家も買いましたよね、前よりいいでしょう」的ないやらしい尋問に決まっています。裁判官に充分支払っているのだ、と印象づけたいのです。しかし、それぞれにいくら支払われているかは、非常にデリケートな問題であり、お互いに知られたくないことでしょう。それを表沙汰にするとはひどい話です。原告の方の発言は「こちらがいくら賠償しろと要求した金ではない。全部返すから、津島を元に戻せ、と言いたい」と仰いました。そうだ、そうだ、とみんな

な大賛成でした。子ども脱被ばく裁判原告代表の今野さんは、「東電に言ってやる言葉はこれです。

『盗人猛々しい!』」ぴったりの言葉で、報告集会はシメとなりました。

次回は11月8日、次々回は2月5日、どちらも14時30分からです。これで、(私の中で)悪評高い、石栗正子裁判長の来年2月の定年退職までには判決が出ず、他の裁判官に引き継がれての判決になることが確定しました。判決がいつ、とは言えませんが、たくさんの人で傍聴席を埋めましょう。

(立石美穂)

子ども脱被ばく裁判『親子裁判(国賠訴訟)』が結審

子ども達を護るのは、私達大人の責任、義務です



7月31日に子ども脱被ばく裁判が結審となりました。

当日は、まず「国連特別報告者の訪日調査について」の学習会から始まりました。講師は田辺保雄弁護士です。この国連特別報告者のセシリア・ヒメネス・ダマリーさんの報告書が今回の裁判の鍵となりました。この報告書は、国連人権理事会の特別手続きの一つとして、人権侵害の可能性のあるケースについて専門家が調査して公表するものです。日本はこの調査を、要請があってから延ばしに延ばして、3年たってやっと受け入れました。2022年9月26日から10月7日にかけての訪日調査です。その報告書は6月に上程されましたが、翻訳は正式にはまだ真っ最中です。

今回の原発事故により自宅から離れなければならなかった人たちは、国内避難者です。国内避難に対する原則として、「国内避難民は、自国内の他の人々と同じく、国際法及び国内法の下での権利並びに自由を完全に平等に享受する。国内避難民は、国内で避難していることを理由に、いかなる権利及び自由の享受においても差別されてはならない」ということがあります。今、国内避難者が置かれている

状況は、これに違反している、とダマリーさんは報告しています。実際、これまで年間に被ばくしても良いのは1ミリシーベルトだったものが、福島県だけ20ミリシーベルトとなりました。今も続いています(1ミリシーベルトでも問題があると考える人はたくさんいます)。そのため、20ミリを下回ったら帰還しないと不利益になり、避難のための住居を追い出されるケースもあります。そして何と云っても、国がスピーディーの情報を隠蔽し、事態の深刻さを軽視する試みは、市民が十分な情報を得た上で避難を決定することを妨げ、放射線に関する政府の情報に対する信頼を失った、と報告しています。日本は国際法に照らして、人権後進国もいいところですよ。

この学習会で問題点が非常にすっきりとしました。裁判の中でも、原告団長今野さんの意見陳述や、弁護士の弁論も、このダマリー報告を元にしたもので、受けてきた不利益について大変わかりやすく話されました。国や県が「裁量権」の名の下に行ってきたことは、国際的に見て甚だしい人権侵害であることが明らかにされたのです。

それに加えて、今野さんの言葉には迫力があり、裁判所への提言もありました。「子ども達は、子ども達だけでは自分を護れません。子ども達を護るのは、私達大人の責任、義務です。」と述べました。まさにそれで裁判を闘っているのです。

2014年8月の地裁への提訴から9年です。長かったですね。子ども達も大きくなりました。判決は12月18日15時です。特にこの子ども脱被ばく裁判では、司法のあり方が問われていると思います。三権分立の真っ当な判決を求めます。

(立石美穂)

【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

第498回女川原発の再稼働を止める！ 福島原発事故を忘れない！ 子供を守れ！ 汚染はいらない！ 脱原発みやぎ金曜デモ

日時：9月29日（金）元鍛冶丁公園
（18時15分集会、18時30分デモ出発）
主催：みやぎ金曜デモの会（代表 西）
〈連絡先〉090-8819-9920（館脇）
e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com
ブログ：<http://miyaginonuke.blog.fc2.com/>
twitter:@miyagi_no_nuke

原発避難者追い出し裁判控訴審 判決期日

9月27日（水）14時30分～
仙台高裁第3民事部

福島原発事故避難者山形訴訟控訴審 結審

9月27日（水）14時30分～
仙台高裁第1民事部 401号法廷

女川原発再稼働差止訴訟控訴審

第1回口頭弁論期日 仙台高裁第3民事部
10月2日（月）15時～ 102号法廷
弁護団プレゼンテーション、原告団意見陳述
14時～裁判所前三角公園
【報告集会】16時～仙台弁護士会館4階

放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

判決 仙台地裁 101号法廷
10月4日（水）13時10分～
【報告集会】仙台弁護士会館4階

10.7 大崎市民集会 part2

放射性汚染廃棄物焼却問題と地域主権

講師：嶋原敦子さん（東北大学大学院農学研究科）
「地域主権主義」中嶋信氏（徳島大学名誉教授）
日時：10月7日（土）13時30分～15時45分
会場：古川教育会館 〈入場無料〉
ZoomURL
<https://us02web.zoom.us/j/87867142541?pwd=clVKYmhHRVZXdnEwSDRqVW5QQLZHUT09>
ミーティング ID: 878 6714 2541 パスワード: 102108
主催：大崎耕土を放射能汚染させない連絡会
電話：0229-56-3249

ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審

第7回口頭弁論 仙台高裁第1民事部
11月8日（水）14時30分～ 101号法廷

控訴審闘争勝利をめざす石巻集会

「一審判決解説と控訴審の闘い方について」
小野寺信一弁護士
日時：11月11日（土）13時～
会場：石巻防災センター
主催：女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話 090-7932-4291（日野）

福島に通い続けた医師山崎知行仙台講演会 チェルノブイリ・福島原発事故を通して これからを考える

日時：11月11日（土）13時30分～
会場：東北教区センター「エマオ」3F ホール
講師：山崎知行医師 〈参加費無料〉
主催：放射能問題支援対策室いずみ
連絡先：022-796-5272
E-mail izumi@tohoku.uccj.jp

仙台共闘による仙台高裁と最高裁で闘う

原発公害裁判の報告・勝利を目指す決起集会

日時：11月25日（土）13時30分～
会場：仙台市戦災復興記念館
主催：実行委員会

「子ども脱被ばく裁判」控訴審 判決

『親子裁判（国賠訴訟）』 仙台高裁第1民事部
12月18日（月）15時～ 101号法廷

【もくじ】

- 女川再稼働ストップのうねりを！ ……1
- 科学の前に倫理を ……3
- 自治体が尊重すべきはまず第一に住民では ……4
- 相変わらず 火災もあり トラブル多し ……6
- 11月工事完了にこだわらず先ずは安全第一 ……7
- ピースサイクルは今年も県内を走りました！ ……7
- 義侠心で福島原発で働いて ……8
- 世界の人権の「常識」が通用しない日本 ……9
- 東電に言ってやる言葉『盗人猛々しい！』 ……10
- 子ども達を護るのは私達大人の責任、義務です ……11
- インフォメーション ……12

【別冊もくじ】

- “詭弁頼み”の女川2硫化水素防護は『違法』？ ……1
- 女川原発アラカルト ……5
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……7
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……8
- あさこはうすに行ってきました！ ……8